○大郷町有料広告掲載に関する要綱

平成19年10月1日

告示第40号

(目的)

第1条　この要綱は、町の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することを通じ、町の新たな財源を確保し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　広告媒体　次に掲げる資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア　町の広報物及び印刷物

イ　町のWEBページ

ウ　町の財産

エ　その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めたもの

(2)　広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3)　課等　大郷町課設置条例(平成6年条例第5号)第2条に規定する課、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び町議会事務局をいう。

(広告の範囲)

第3条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　政治性のあるもの

(4)　宗教性のあるもの

(5)　社会問題についての主義主張

(6)　青少年の健全育成を害するもの

(7)　美観風致を害するもの

(8)　公衆に不快の念または危害を与えるもの

(9)　その他、広告掲載を行う広告として不適当であると町長が認めるもの

2　前項に定めるもののほか、広告掲載を行う広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類及び広告の規格等)

第4条　広告媒体の種類及び広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載料等は、当該広告媒体を所管する課等の長(以下「所管課長等」という。)が別途定める。

(広告の募集)

第5条　広告の募集は、広報おおさと、大郷町ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条　広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、別に定める大郷町有料広告掲載申込書(様式第1号)及び広告案を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条　町長は、前条の申込書を受理したときは、次条に規定する広告審査委員会の審査に付するものとする。

2　町長は、前項の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を大郷町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

3　広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。この場合において、募集した広告の枠数を超えて申込みがあった場合は、抽選により掲載者を決定するものとする。

(1)　町内に事業所等を有するものの広告

(2)　前号に該当しないものの広告

4　第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、町長に別に定める承諾書を提出しなければならない。

(広告審査委員会の設置)

第8条　前条第1項の審査を行うため、広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2　審査委員会の委員は、副町長、総務課長、財政課長、まちづくり政策課長で構成し、委員長は副町長、副委員長は総務課長をもって充てる。

3　委員長は、審査委員会の会務を総理し、審査委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4　審査委員会の庶務は、まちづくり政策課長において処理する。

(平23告示10・一部改正)

(審査委員会の会議等)

第9条　審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2　審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4　審査委員会の会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(広告掲載料の納入)

第10条　広告主は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条　広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、指定期日までに提出しなければならない。

2　町長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(広告主の責任等)

第12条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2　大郷町の町税等課されている広告主は、当該町税等を完納していなければならない。また、実際に広告を掲載する者が広告主と異なる場合においても同様とする。

3　広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、宮城県屋外広告物条例(昭和49年条例第16号)に規定する許可を受けなければならない。

(広告代理店への業務委託)

第13条　町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店に業務委託することができる。

(広告掲載の取消し)

第14条　町長は、次の各号に該当するときは、第7条第2項の規定による広告掲載の決定を取消すことができる。

(1)　町長が指定する期日までに承諾書を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき

(2)　その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第15条　広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告掲載事業の周知)

第16条　町長は、広告掲載事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載に当たり次の文言を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

「大郷町は、自主財源を確保するため、○○(媒体)に有料広告を掲載しています。」

(その他)

第17条　この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年告示第10号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。